

島根県報

号外第一二六号

平成十五年十一月七日

(金曜日)

訓 令

目 次

島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特
例に関する規程 (総 務 課)

訓 令

島根県訓令第二十八号

島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程を次のように定める。

本 庁

平成十五年十一月七日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公文書管理規程の試行運用に係る文書管理の特例に関する規程

(趣旨)

第一条 この訓令は、島根県公文書管理規程（平成十三年島根県訓令第4号。以下「公文書管理規程」という。）に規定する総合文書管理システム（以下「システム」という。）の試行運用に係る文書の管理について、公文書管理規程の特例を定めるものとする。

(文書管理の特例)

第二条 総務部総務課長が別に定める方法により、システムを用いた電磁的記録を原本として扱うための決裁及び供覧の処理を行った場合は、公文書管理規程第二章第一節から第五節まで及び島根県公印規程（平成元年島根県訓令第4号）第十三条に規定する手続

により処理されたものとみなす。

(ファイルの管理の特例)

第三条 前条の手続により処理された場合は、システムに記録されたその案件に係る情報については、公文書管理規程第二章第六節の規定は適用しない。

附 則

この訓令は、平成十五年十一月十日から施行する。

毎週火・金曜日発行

平成十五年十一月七日印刷
平成十五年十一月七日発行

発行者

島

根

県

發行所
印刷

松江市殿町
松江市学園南
松島根
陽印刷所
印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円（送料共）